

滋賀県環境経営会議（平成23年3月22日開催）の概要

開催日時	平成23年3月22日（火）9時00分～9時30分
開催場所	特別会議室
出席者	田口副知事・政策監・総務部長・県民文化生活部長・琵琶湖環境部長・健康福祉部長・商工観光労働部長・農政水産部長・土木交通部長・会計管理者・企業庁長・病院事業庁長・議会事務局長・教育長・監査委員事務局長 事務局（環境政策課、監理課、循環社会推進課、温暖化対策課）
議 事	新しい環境マネジメントシステムに係る各取組の見直し結果について
<p>[概 要]</p> <p>環境方針に基づく各取組の部門管理責任者（事務局）より、各取組の見直し結果および平成21年度の取組結果の報告を行った。</p> <p>（1）総合的な環境保全施策の推進</p> <p>第三次滋賀県環境総合計画に基づく事業の実施状況の把握や滋賀の環境（滋賀県環境白書）による公表等に加え、追加見直しとして、数値指標の進捗状況の把握、3つのワーキンググループによる重点プロジェクトの実施状況の点検・評価、環境審議会（企画部会）への報告と意見聴取を行うこととした。</p> <p>平成22年度は、庁内ワーキンググループを立ち上げ、3回の会議を経て進行管理を行い、平成23年度予算へ反映させた。</p> <p>（2）事業活動における積極的な環境配慮の実施</p> <p>公共事業における環境配慮指針</p> <p>これまで土木部門、農林水産部門、公共建築部門について、それぞれ所管課が独自に環境配慮指針を運用してきた。</p> <p>目標実施率は、計画・設計段階で80%、施行段階では75%としており、平成21年度実績では各部門ばらつきはあるものの目標値を満足している。</p> <p>各部門の指針は似通っていること、現指針は10年ほど経過していることから、各部門を公共事業部門として統合、内容の見直しを行い、より効率、効果的な運用を図っていくこととする。</p> <p>管理責任者は土木交通部長、事務局は監理課、耕地課、建築課とする。具体的なチェック項目については部門ごとに設定し、目標は今後調整を行う。</p> <p>生物環境アドバイザー制度実施要領</p> <p>平成6年度から公共事業における生物環境への配慮、職員の生物環境の知識向上を図るため創設され、対象事業の拡大、内容の充実を図ってきた。</p> <p>平成21年度までに405カ所で適用しており、公共事業が縮小される中で、平成22年度は12カ所、平成23年度は15カ所を予定している。</p> <p>アドバイザーの指導・助言により設計、施工段階で生物に与える影響をできる限り小さく</p>	

しており、公共事業の執行にあたり一定の効果があったと考えている。来年度以降も現行どおり実施する。

再資源化等促進のための実施指針

建設副産物発生抑制、再生利用という形で推進を図ってきた。

目標は再資源化率とし、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については100%、発生木材は75%として運用してきた。

平成21年度の市町を含めた県の実績ではアスファルト・コンクリート塊は99.2%、コンクリート塊は96.6%となり、県単独では19年度実績で目標値を達成している。

今後も現行目標を維持し、発生木材の再資源化については国の推進計画と整合を図りながら向上を目指す。

(3) 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進

滋賀県グリーン購入基本方針

物品については会計管理局で実績を把握してきたが、物品以外の分野についても各幹事課で取組状況をとりまとめ、事務局で集約し、HPへ掲載するなど見える化を図っていききたい。

調達目標は、物品で100%、太陽光発電システムは30kwとしている。公共事業等についても取組状況を整理して公表につとめる。

環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)

平成10年4月に制定されたもので、順次改定を行ってきたが、今年度、3回のワーキンググループ会議を経て、大幅な見直しを図った。

体制の強化として、施設ごとに推進組織をつくることとし、本庁はグリーンフィス幹事課会、合同庁舎は地方グリーンオフィス推進委員会を設置する。また、各所属の取組の中心的役割を担う者としてグリーンオフィス推進員を設置するとともに、各所属で個別の削減目標を設定し、評価する手順を追加する。

平成21年度を取組結果としては、電気以外のエネルギー使用量は9%削減の目標を達成している。用紙の購入量については、対17年度比7.7%の増となっており、今後の取組が求められている。可燃ごみについては、対18年度比で3.2%減となっており、目標を達成している。

今後の課題として、不要箇所の消灯等のソフト面とともに、照明改修などのハード面でも取組を進めていく必要がある。また、定期監査の意見にもあった用紙の使用量については、様々な改善策を施す必要があると考えている。

(4) 環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止

3回の庁内ワーキンググループ会議を経て、環境リスクマネジメント実施要領として新しいマニュアルを作成中である。

主な見直しとしては、事務局機能の強化のため、環境リスクマネジメント推進委員会を設置すること、内部監査は環境法令等の知識がある者が実施すること等である。

以上の見直し報告について、質疑はなく閉会した。